

●利用者負担額表【現行】

左表：岡山市 右表：国基準

資料①

■岡山市の利用者負担額表(保育利用)

階層区分	市町村民税 課税額	2号・3号認定(保育料)					
		保育標準時間		保育短時間			
A	生活保護受給世帯等	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
B	非課税	0	0	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	4,700	4,700	6,300	4,700	4,700
C2	所得割額 10,800円未満	13,500	11,100	11,100	13,200	10,900	10,900
C3	所得割額 10,800円未満 48,600円未満	15,700	13,100	13,100	15,400	12,800	12,800
C4	所得割額 48,600円未満 65,000円未満	17,900	15,700	15,700	17,500	15,400	15,400
C5	所得割額 65,000円未満 81,000円未満	19,400	16,300	16,300	19,000	16,000	16,000
C6	所得割額 81,000円未満 97,000円未満	24,700	21,600	21,600	24,200	21,200	21,200
C7	所得割額 97,000円未満 121,000円未満	30,000	27,000	27,000	29,400	26,500	26,500
C8	所得割額 121,000円未満 145,000円未満	31,500	28,800	28,200	30,900	28,300	27,700
C9	所得割額 145,000円未満 169,000円未満	37,300	31,300	28,200	36,600	30,700	27,700
C10	所得割額 169,000円未満 301,000円未満	43,100	33,800	28,200	42,300	33,200	27,700
C11	所得割額 301,000円未満 397,000円未満	45,700	35,900	29,900	44,900	35,200	29,300
C12	所得割額 397,000円以上	48,000	37,500	31,200	47,100	36,800	30,600

(単位:円)

■国が定める利用者負担額の上限額基準表(保育利用)

階層区分	市町村民税 課税額	2号・3号認定(保育料)			
		保育標準時間		保育短時間	
第一階層	生活保護受給世帯等	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児
第二階層	非課税	0	0	0	0
第三階層	所得割額 48,600円未満	9,000	6,000	9,000	6,000
第四階層	所得割額 97,000円未満	19,500	16,500	19,300	16,300
第五階層	所得割額 169,000円未満	30,000	27,000	29,600	26,600
第六階層	所得割額 301,000円未満	44,500	41,500	43,900	40,900
第七階層	所得割額 397,000円未満	61,000	58,000	60,100	57,100
第八階層	所得割額 397,000円以上	80,000	77,000	78,800	75,800

※ただし、給付単価を限度とする。(単位:円)

■岡山市の利用者負担額表(教育利用)

階層区分	市町村民税課税額	1号認定 (授業料)
A	生活保護受給世帯等	0
B	非課税 (均等割のみ課税を含む)	3,000
C1	所得割額 77,100円以下	6,300
C2	所得割額 211,200円以下	7,300
C3	所得割額 211,201円以上	8,300

(単位:円)

■国が定める利用者負担額の上限額基準表(教育利用)

階層区分	市町村民税課税額	1号認定 (授業料)
第一階層	生活保護受給世帯等	0
第二階層	非課税 (均等割のみ課税を含む)	3,000
第三階層	所得割額 77,100円以下	16,100
第四階層	所得割額 211,200円以下	20,500
第五階層	所得割額 211,201円以上	25,700

(単位:円)